

広島地方裁判所委員会（第26回）議事概要

第1 開催日時

平成24年10月26日（金）午後1時

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 太田雅也，木谷博郁，北村浩司，Cleary,William,Bernard

坂本順彦，貞徳伸治，高野伸，豊田秀三，内藤和美，藤原久美子

風呂橋誠，山口洋充（敬称略 五十音順）

[説明者] 高橋正幸裁判官

[事務担当者] 小林事務局長，三津川刑事首席書記官，浜谷裁判員調整官

山本総務課長，大橋総務課課長補佐

第4 議事（発言者： 委員長， 委員， 説明者）

1 新任委員紹介

委員長から豊田委員（新任）の紹介があった。

2 議事「裁判員裁判について」

(1) 強制わいせつ致傷被告事件の第1回公判（冒頭手続部分）を傍聴した。

(2) 高橋裁判官による説明の後，意見交換が行われた（概要は別紙のとおり）。

3 次回のテーマについて

追って決定する。

4 次回期日の調整

追って調整する。

(別紙)

裁判員経験者を対象にアンケートを実施した結果(平成23年)では、裁判員として裁判に参加した感想として「非常によい経験と感じた」が55.2パーセント、「よい経験と感じた」が40.3パーセントで、これらを合わせると95パーセントを超える方が裁判員裁判を経験して良かったと感じている。「あまり良い経験とは感じなかった」は2.2パーセントである。裁判員裁判が始まってから3年間このようなアンケートを実施しているが、大体95パーセントの方が、良い経験だったと感じてもらっている。

今回傍聴した事件は全部で8日間ということだったが、裁判員裁判の日程は公判前整理手続の中で、証人尋問などの手続のために大体これぐらいの日数が必要ということで決められるのか。

そのとおりである。公判前整理手続の中で、必要な証拠をどのくらい調べるかを決めて、それに基づいて審理日程としてこれぐらいの日数がかかるだろうということで計画を立てて、法曹三者間で合意ができて、それで初めて実際の裁判ができるという形になる。

以前、たくさんの裁判を傍聴したことがあるが、裁判員裁判を傍聴するのは今回が初めてである。被害者の氏名等が分からないようにするなど、非常に細かい配慮がされていることに感心した。

狭い地域社会だと、裁判員の方が被告人の関係者と顔を合わせることもあるかもしれないが、裁判員の方からそのような危惧があることについて聞かれたことはあるか。また、一般的な場合だと、証人が出廷して尋問を受ける場合、被告人はずっと法廷内にいてお互いに顔を見合わせるようになるが、その点は何か配慮されていることがあるか。

裁判員の方が被害者や被告人等と知り合いかという点については、選任手続の中でお聞きして、関係者が裁判員にならないような方策が執られている。また、特に性犯罪のようなケースについては、当然、被告人と顔を合わせたくない、同じ空間にいたくないというような被害者の方は多いので、同じ法廷で証人尋問をやる場合でも、被告人との間についたてを立てて、被告人と直接顔を合わさないようにしたり、証人に出廷してもらう場所を、法廷ではなくて、裁判所内の別の部屋にして、その部屋と法廷とを映像と音声でつ

なくことによって、証人と被告人が同じ空間にいない状態でも証人尋問ができるように配慮をすることもある。

裁判員裁判が始まる前のPRではほとんどの事件が二、三日で終わると聞いていたが、今回傍聴した裁判が8日間というのを聞いて少し長いと感じた。

今回傍聴した事件は、被告人が否認しているので、裁判官3人と裁判員6人で審理をしているが、もし被告人が事実関係を認めていたら、1人の裁判官と4人の裁判員で審理することもあるのか。

広島地裁では、裁判官1人と裁判員4人の合議体での裁判員裁判というのは、今まで一度もされたことがなく、全国的にもそのような事例はないのではないかとと思われる。もともと裁判員裁判の対象となる事件は、刑が重く、裁判員制度導入前には必ず裁判官3人で審理しなければならないことになっていた事件なので、たとえ裁判員裁判対象事件で事実関係に争いがなくても、裁判官1人で審理をするのは相当なのかという疑問もある。やはり裁判員裁判として起訴されたからには裁判官3人と裁判員6人で慎重に審理をして納得のいく結論を導くことが求められているのではないかとと思われる。

無罪判決の場合は検察官に上訴権があるが、裁判員が参加して審理した無罪判決に対して検察官が上訴すると、裁判員の作業が無意味になるのではないか。

一審において一般国民である裁判員が参加して良識を反映させて判断した結果については、やはり上訴審も尊重すべきではないかという考えがあり、先頃、最高裁判所でも、控訴審が第一審の裁判員裁判の無罪判決を破棄する場合には、裁判員裁判での事実認定等に経験則とか論理法則に反するおかしな点があることを具体的に指摘しなければならないという判決が出ているので、無罪判断に限らず、裁判員裁判の第一審での判断をなるべく尊重すべきという考え方は、上訴審でも広まっているのではないかと感じている。

非対象事件、裁判員裁判でない事件もやりながら、裁判員裁判もやるということになると、公判前整理手続期日や公判期日もなかなか入れにくく、裁判の予定が先へと延びてしまう可能性があるので、裁判官から、単独事件を減らしてもらいたいなどの要望はないか。

現場としては、与えられた条件の中でベストを尽くしており、裁判員裁判の

審理がないときには、使える法廷をどんどん使って、なるべく単独事件等の進行に支障がないように配慮している。

裁判官の数と事件数の比率で言うと、広島地裁は全国的に見ても忙しいほうに当てはまるので、裁判官が現場で頑張っているというのは間違いのないところだと思われる。

裁判員の方が一人何件ぐらいの裁判を担当するとか、これぐらいの期間裁判に従事するのは、大体決まっているのか。

裁判員は一度選任されてその事件を担当すれば、その年はもう裁判員に選ばれることはないので、同じ人が1年に2回裁判員を務めることは制度上はないことになっている。また、裁判員の方が職務に従事する期間は、担当する事件によって変わってくることになる。

今日傍聴した事件では、検察官が、時々時計のほうを見ていたが、例えば、検察官の持ち時間15分、弁護人の持ち時間15分というのはあらかじめ決められているのか。

いろいろなやり方があるかと思われるが、先ほどの事件では、冒頭陳述の時間は検察官20分とか、弁護人20分とかまできっちり決められていて、それに従って予定の時間を超えないように時計を確認しながら、プレゼンされていたのではないかと思う。

裁判員裁判が始まる前の裁判と、今日の裁判員裁判の両方を傍聴された方は、以前より大分変わったなという印象をお持ちではないかと思う。現在は検察庁も分かりやすい裁判というのを旗印にやっているなので、時間厳守というのは第一のポイントである。限られた時間でゆっくりと分かりやすくプレゼンするために相当練習を積んでいる。

かつては冒頭陳述要旨を一気呵成に読まれていたが、今日傍聴した事件では、問題点を整理して、ここここが争点になっていると説明しているところを見て、同じ裁判とは思えないくらい隔世の感がした。また、「加療何日」というような難しい言葉は「治療に要する日数」とわざわざ言い換えられていた。

かつては冒頭陳述というと、書面に書いてあるものをそのまま読み上げるスタイルだったが、今は裁判員の方に配る書面も主張の内容をコンパクトにま

とめて、図表も取り入れながら、非常に分かりやすいメモになっている。

アメリカの陪審員裁判では、一般的には12人全員一致でないと結論が出せない。日本の裁判員裁判は裁判官と裁判員9人中5人が有罪の結論であれば有罪になるが、実際の裁判員裁判では全員一致で結論が出るのか、それとも、反対の意見が出されることもあるのか。

特に有罪か無罪かを決めるところでは多数決で結論を出すのはあまりよろしくないのではないかという感覚があるので、有罪か無罪かのところでは全員一致を目指してとことんまで議論するようにしている。ただ、量刑のほうは、さすがに全員一致というのは非常に難しいので、一般的には、ある段階まで議論が熟したら多数決で結論を出すことも多いのではないかと思われる。

裁判員は、いろいろな立場の人がいるほうが良いのではないかと感じているが、裁判の日数が長いと仕事をしている人にとっては参加しづらいのではないかと思う。特に、45日もかかるような長期の裁判であれば裁判員として参加できる人は限られてくると思うが、そのような事件の場合に裁判員のバランスはどのようにしているのか。

裁判員の方によっては「審理期間が1週間よりも長くなると、仕事の関係で参加するのが難しかったらう」という感想を述べられる方がいる。その点でも、審理期間はできるだけ短くなるように努力しなければならない。そうすることによって、多様な層の方が裁判員として参加できるのではないかと思う。

今回傍聴した事件は、公判前整理手続で争点が三つに絞られていたが、一般的な事件では争点は三つぐらいのものか。

否認事件だと、細かな食い違いを言えば切りがないが、裁判員の方に判断していただく重要な争点の数ということになると三つ程度がふさわしいのではないかと思われる。

裁判員裁判の課題として公判前整理手続の長期化が挙げられているが、実際に公判前整理手続はどのくらい期間がかかっていて、それがどのくらい延びている傾向にあるのか。

捜査段階から被告人が事実関係を認めている事件でも、なかなか想定していた期間内に公判前整理手続が終わらないところがあるし、否認事件について

は想定した期間を超えてしまう状態があるので、今後改善すべき課題だと認識している。

かつては公判期日が飛び飛びになったりして結果的に判決が遅くなることもあったのではないかと思うが、裁判員裁判が始まってから裁判にかかるトータルの期間は短くなっているのか。

ケース・バイ・ケースで、トータルの期間が短くなっている事件もあれば、若干長くなってしまっている事件もある。

被告人が否認しているようなケースでは、裁判員の意見が割れることもあると思うが、裁判官が意見をまとめる際にはどのような御苦労があるのか。

裁判員の方は6人いて、裁判官を含めると全員で9人いるので、意見をまとめる作業というのは、裁判官3人の場合に比べたら、はるかに大変な作業になる。裁判員の方が、形式的に参加するだけでは意味がないので、「裁判員との実質的共働」を図るために、裁判員の方に自主的かつ積極的に意見を述べてもらうような雰囲気作りをすることを、裁判官として心掛けています。私の経験上でも、裁判官が意見を押しつけるような感じで「いやいや、そうじゃなくてこうでしょう」とか、裁判員の方があまりしゃべっていないときに「私はこう思います」と言うのは控えて、裁判員の方に一通り意見を言ってもらった上で「私はこう思います」とか言うようにしている。また、司会の裁判長は、その場その場で適切な話題事項を設定して、「これについてどう考えられますか」という感じで裁判員等に話を振っていきながら評議を進めている。

裁判員制度は施行されてから3年以上経過して、各所で見直しを検討されており、弁護士会としても、シンポジウムで「裁判員裁判の功績と課題」と題して議論をしたり、検察庁等でも見直しに向けて議論されたりしているところであり、裁判所の現場からも見直しに向けて声を上げていただきたい。

評議についてアンケートの結果（平成23年）を紹介させていただくと、「評議における話しやすさ」の項目では「話しやすい雰囲気」が75.6パーセント、「普通」が22.1パーセント、「話しにくい雰囲気」が1.7パーセントとなっている。「評議における議論の充実度」の項目では「十分に議論できた」が71.5パーセント、「不十分」が7.4パーセント、

「分からない」が19.7パーセントとなっている。「分からない」と答えた方が約20パーセントいるが、これは自分が評議の中でどのように寄与できたのかが分からないというものだと思察される。大勢としてはある程度満足していただいているのではないかとと思われる。